

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ナウル	ナウル共和国政府に対する贈与 に關する日本国政府とナウル共 和国政府との間の交換公文	ナウルの経済社会開発に寄与するため、両政 府の關係当局が合意すること。 の資金を贈与すること。	100,000千円 -----	H22.3.13 ナウルで (同日)	日本側 吉澤裕在ナウル大 使 ナウル側 キエレン・ケケ 外務・貿易大臣	H22.4.2 159号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。